

# ご遺族の方へ

謹んでお悔やみ申し上げます

ご家族・ご親族様が亡くなられたことに伴い発生する公的手続について、代表的なものをご案内いたします。

- 1 世帯主変更に関すること
  - 2 年金に関すること
  - 3 国民健康保険に関すること
  - 4 後期高齢者医療に関すること
  - 5 介護保険に関すること
  - 6 農地に関すること
  - 7 障害福祉に関すること
  - 8 児童に関すること
  - 9 小・中学校に関すること
  - 10 水道に関すること
  - 11 税に関すること
  - 12 印鑑登録に関すること
  - 13 その他市役所以外での手続
- 参考 委任状（見本）

令和3年4月1日現在

朝 霞 市

〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号

☎048-463-1111（代表）

個々のお手続に関する詳細につきましては、  
担当窓口・連絡先でお問い合わせください。

## 1 世帯主変更に関すること

確認	内容	必要書類	窓口・連絡先
1 □ □	<p>世帯主であった方が亡くなった場合は、世帯主が変更となります。</p> <p>朝霞市では、死亡届が提出された時点で、次のように世帯主の登録をしています。</p> <p>①死亡届の際に、世帯主の指定がある場合を除き、原則、配偶者がいる場合は配偶者、配偶者がいない場合は世帯の中での直系の年長者を世帯主にします。</p> <p>②別の方を世帯主にしたい場合は、世帯主変更の届出をしてください。</p>	<p>届出ができるのは、同一世帯の方です。</p> <p>窓口に来る方の本人確認資料</p> <p>A 官公署発行の写真が貼付された身分証明書、免許証、許可証など。 [マイナンバーカード、住基カード、運転免許証、旅券(パスポート)など]</p> <p>B 「A」を所持していない場合、健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証などを2点ご提示ください。</p> <p>※代理人の場合、委任状と、代理人の本人確認資料が必要です。</p>	<p>○市役所1階 総合窓口課 内線 2613 直通 463-2605</p> <p>○内間木支所 直通 471-1632</p> <p>○朝霞台出張所 直通 467-1115</p> <p>○朝霞駅前出張所 直通 452-6000</p>

— メモ欄 —

## 2 年金に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 □ □	<p>国民年金加入者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡一時金の請求</li> <li>・寡婦年金の請求</li> <li>・遺族基礎年金の請求 (18歳未満の子がいる方)</li> <li>・死亡届の提出</li> </ul> <p>国民年金だけの受給者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未支給年金の請求</li> <li>・遺族基礎年金の請求 (18歳未満の子がいる方)</li> <li>・死亡届の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード</li> <li>・戸籍謄本</li> <li>・住民票(請求者の世帯全員)</li> <li>・住民票の除票(亡くなった方)</li> <li>・年金手帳(亡くなった方)</li> <li>・年金証書(亡くなった方)</li> <li>・印鑑(認印)</li> <li>・請求者名義の預貯金通帳</li> </ul> <p>※請求する手続の種類により、生計同一証明書、委任状、請求者の所得証明書、在学証明書等が必要になる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>○市役所1階 保険年金課 国民年金係 内線 2622 2623 直通 463-0284</p>
2 □ □ □	<p>厚生年金加入者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族厚生年金の請求</li> </ul> <p>厚生年金だけの受給者</p> <p>厚生年金と国民年金の受給者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未支給年金の請求</li> <li>・遺族厚生年金の請求</li> <li>・死亡届の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード</li> <li>・戸籍謄本</li> <li>・住民票(請求者の世帯全員)</li> <li>・住民票の除票(亡くなった方)</li> <li>・年金手帳(亡くなった方)</li> <li>・年金証書(亡くなった方)</li> <li>・印鑑(認印)</li> <li>・請求者名義の預貯金通帳</li> </ul> <p>※請求する手続の種類により、生計同一証明書、委任状、請求者の所得証明書、死亡診断書の写し、在学証明書等が必要になる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>○川越年金事務所 (川越市脇田本町 8-1U_PLACE5階) 電話 049-242-2657 &lt;アクセス&gt; 東武東上線 「川越駅」西口 徒歩2分</p>
3 □	<p>共済年金加入者・共済年金受給者</p>	<p>各共済組合または川越年金事務所にお問合せください。</p>	

— メモ欄 —

### 3 国民健康保険に関すること

確認	手続の種類	必要書類・期限	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請 国民健康保険被保険者の方が亡くなった場合に、喪主の方に葬祭費として5万円が支給されます。	<p>[持参するもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬祭を行ったこと及び葬祭を行った方(喪主)を確認できる証明書類 (例: 会葬礼状、葬儀費用の領収書等で、喪主の氏名が記載されたもの)</li> <li>・葬祭を行った方(喪主)名義の預貯金通帳</li> <li>・亡くなられた方の国民健康保険被保険者証</li> <li>・窓口に来る方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード・運転免許証等)</li> </ul> <p>※期限: 葬祭を行った日の翌日から2年以内 ※亡くなられた日から過去3か月以内に社保等の健康保険へ加入していた場合は、当時加入していた社保等から支給される場合があります。</p> <p>※喪主以外の方が手続する場合は、委任状と窓口に来る方の本人確認資料が必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。</p>	○市役所1階 保険年金課 国民健康保険係 内線 2624 2625 2627 直通 463-0283
2 <input type="checkbox"/>	各種受給者証の返還 (該当する場合のみ)	<p>[提出書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢受給者証(70歳以上)</li> <li>・限度額適用認定証</li> <li>・標準負担額減額認定証</li> <li>・特定疾病療養受療証</li> </ul>	

— メモ欄 —

### 4 後期高齢者医療に関すること

確認	手続の種類	必要書類・期限	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請 後期高齢者医療被保険者の方が亡くなった場合に、葬祭を行った方(喪主)に葬祭費として5万円が支給されます。	<p>[持参するもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会葬礼状または、葬儀社の領収書 (喪主のフルネームが記載されたもの。領収書は、葬祭費の一式であることが分かるもの。食事代、花代等は不可。)</li> <li>・葬祭を行った方(喪主)の印鑑(認印)</li> <li>・葬祭を行った方(喪主)名義の預貯金通帳</li> <li>・亡くなられた方の被保険者証</li> <li>・窓口に来る方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード・運転免許証等)</li> </ul> <p>[記入する書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療葬祭費支給申請書</li> <li>・申立書(医療給付・保険料還付)</li> <li>・送付先変更届</li> </ul> <p>※期限: 葬祭を行った日の翌日から2年以内</p>	○市役所1階 保険年金課 高齢者医療係 内線 2632 2638 直通 463-1928
2 <input type="checkbox"/>	各種受給者証の返還 (該当する場合のみ)	<p>[提出書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>特定疾病療養受療証</li> </ul>	

— メモ欄 —

## 5 介護保険に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証、 各種受給者証の返還 (該当する場合のみ)	<p>[持参するもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・介護保険負担限度額認定証</li> <li>・相続人の印鑑(認印)</li> <li>・相続人の預貯金通帳</li> </ul> <p>[記入する書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者死亡にかかる届出書</li> </ul>	<p>○市役所1階</p> <p>長寿はつらつ課</p> <p>介護保険係</p> <p>内線 2636 2637</p> <p>直通 463-1719</p>

— メモ欄 —

## 6 農地に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	農地を相続された方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出</li> <li>・印鑑(認印)</li> </ul>	<p>○市役所5階</p> <p>農業委員会事務局</p> <p>内線 2121</p> <p>直通 463-1906</p>
2 <input type="checkbox"/>	<p>農業者年金加入者 (農業者年金、経営移譲年金、 農業者老齢年金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給権者死亡届</li> <li>・未支給年金請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の年金証書</li> <li>・死亡者と請求者との続柄を確認できる 戸籍謄本等</li> <li>・請求者の通帳</li> <li>・請求者の印鑑</li> </ul> <p>※手続は、あさか野農業協同組合 朝霞支店、 又は内間木支店で行います。他の書類等も 必要になる場合がありますので、事前にお 問合せください。</p>	

— メモ欄 —

## 7 障害福祉に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	障害者手帳の返還届 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	・手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) ・相続人の印鑑(認印) ・相続人の預貯金通帳	○市役所1階 障害福祉課 障害福祉係 障害給付係 内線 2652 2653 2658 2666 直通 463-1598 463-1599
2 <input type="checkbox"/>	各種受給者証の返還 ・重度心身障害者医療費受給者証 ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療費受給者証	・各種変更喪失届 ・各種受給者証 ・相続人の印鑑(認印) ・相続人の預貯金通帳	
3 <input type="checkbox"/>	手当の資格喪失届 ・在宅重度心身障害者手当 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・福祉手当(経過措置分)	・各種資格喪失届 ・証書(特別児童扶養手当のみ) ・相続人の印鑑(認印) ・相続人の預貯金通帳	
4 <input type="checkbox"/>	埼玉県心身障害者扶養共済制度	【保護者が亡くなったとき】 ・年金給付請求書 ・年金支払先銀行口座に指定する預貯金通帳 ・死亡・障害届 ・死亡診断書又はこれに代わる原本証明のある書類 ・加入者の死亡がわかる住民票(除票) ・心身障害のある方の住民票 ・心身障害のある方又は年金管理者の印鑑(認印)	
		【障害のある方が亡くなったとき(まだ年金を受給していない場合)】 ・弔慰金給付請求書 ・加害者(保護者)の住民票 ・障害のある方の死亡がわかる住民票又は戸籍抄本 ・死亡・障害届 ・口座振替依頼書 ・加入者(保護者)の印鑑(認印)	
		【障害のある方が亡くなったとき(既に年金を受給している場合)】 ・死亡・障害届 ・障害のある方の住民票(除票)又は戸籍謄本	

## 8 児童に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	児童手当	受給者が亡くなったとき ・新規申請書、未支払請求書 児童が亡くなったとき ・消滅届又は額改定届	○市役所2階 こども未来課 こども給付係 内線 2645 2647 直通 463-2834
2 <input type="checkbox"/>	こども医療費	受給者が亡くなったとき ・消滅届、新規申請書 児童が亡くなったとき ・消滅届	
3 <input type="checkbox"/>	児童扶養手当	受給者が亡くなったとき ・資格喪失届と新規申請書 ・戸籍謄本(新規申請者及び児童) ・年金手帳(新規申請者) ・公的年金に関する書類 児童が亡くなったとき ・資格喪失届又は額改定届出書 ※受給要件あり	
4 <input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費	受給者が亡くなったとき ・消滅届と新規申請書 児童が亡くなったとき ・消滅届 ※受給要件あり	
5 <input type="checkbox"/>	保育園・小規模保育施設利用者	保護者が亡くなったとき (保護者変更の届出) ・家庭状況変更届出書 ・施設型給付費・地域型保育給付費等:支給認定変更申請書 ・施設型給付費・地域型保育給付費等:支給認定申請内容変更届出書 児童が亡くなったとき ・保育所等退所届兼退所報告書	○市役所2階 保育課 保育係 内線 2643 2646 直通 463-2836
6 <input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ利用者	保護者が亡くなったとき (保護者変更の届出) ・家庭状況変更届 児童が亡くなったとき ・退所届	○市役所2階 保育課 保育総務係 内線 2644 直通 463-2939
<p>児童に関する手続は、マイナンバーカード(もしくは、通知カードと運転免許証等の本人確認書類)・通帳・健康保険証・印鑑(認印)をご持参ください。</p> <p>詳細については、こども未来課又は保育課にお問合せください。</p>			

## 9 小・中学校に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	就学援助制度	<p>公立の小・中学校に通うお子さんがいるご家で、学用品の購入等にお困りの場合、その一部を就学援助制度で援助します。(所得制限あり)</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑(認印)</li> <li>・ 申請人名義の通帳</li> </ul>	<p>○市役所4階 教育管理課 内線 2442 電話 463-0793</p>
ご家庭により所得制限額が異なりますので、詳しくは教育管理課までご相談ください。			

— メモ欄 —

## 10 水道に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	水道の利用者を変更する場合	<p>電話で受付ができます。 右記連絡先へお電話ください。</p>	<p>○水道庁舎(3F) (朝霞市泉水2-13-1) 上下水道総務課 電話 462-3366</p>
2 <input type="checkbox"/>	水道の使用を中止する場合		
3 <input type="checkbox"/>	水道料金の口座振替を 変更・開始する場合		
4 <input type="checkbox"/>	水道メーターを撤去する場合	<p>工事等が必要になります。 右記連絡先へお電話ください。</p>	<p>○水道庁舎(2F) (朝霞市泉水2-13-1) 水道施設課 電話 463-8699</p>
5 <input type="checkbox"/>	水道(給水装置)の所有者を 変更する場合	<p>所定の用紙を送付いたします。 右記連絡先へお電話ください。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・お問い合わせいただいた際に、亡くなられた方との関係をお伺いします。</li> <li>・亡くなられた方が使用された水量の水道料金は、支払いが必要になります。 (詳細につきましては、水道経営課までご連絡ください。)</li> <li>・下水道(使用料)に関しては、上記により同時に手続ができます。</li> </ul>			

— メモ欄 —

## 1 1 税に関すること

確認	手続の種類	期限	窓口・連絡先
1	相続人代表者指定届		○市役所2階
<input type="checkbox"/>	固定資産税・都市計画税	速やかに	課税課固定資産税係 内線 2132~2135 直通 463-2875
<input type="checkbox"/>	市民税・県民税	速やかに	課税課市民税係 内線 2233~2237 直通 463-2853
<input type="checkbox"/>	軽自動車税	速やかに	課税課庶務係 内線 2232 直通 463-2851
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税、市税等 未納分	速やかに	収納課納税管理係 内線 2222 2227 直通 463-2040
2	市民税等の振替口座の加入・変更手続	速やかに	○市役所2階 収納課納税管理係 内線 2222 2227 直通 463-2040
<input type="checkbox"/>	車両等の名義変更手続 原付バイク(125cc以下)	相続から15日以内	○市役所2階 課税課庶務係 内線 2232 直通 463-2851
<input type="checkbox"/>	農耕車両等		
4	車両等の名義変更手続 軽自動車(三輪、四輪)	相続から15日以内	○軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所 (入間郡三芳町大字北永井360-3) 電話050-3816-3111
5	車両等の名義変更手続 普通自動車 2輪車(125cc超)	相続から15日以内	○埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 (所沢市大字牛沼字下原兀688番地1) 電話050-5540-2029
6	所得税の準確定申告	相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日まで	○朝霞税務署 (朝霞市本町1丁目1番46号)
7	相続税の申告	相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内	電話467-2211
8	相続の放棄・限定承認	相続の開始があったことを知ったときから3か月以内	○さいたま家庭裁判所 (さいたま市浦和区高砂3-16-45) 電話048-863-8844
9	不動産登記の変更手続	速やかに	○さいたま地方法務局志木出張所 (志木市本町1-4-25) 電話 048-476-1230
<p>税に関する手続は、個々の事案により必要書類等が異なりますので、詳細については、窓口・連絡先にお問合せください。</p>			



## 1 2 印鑑登録に関すること

確認	手続の種類	内容	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返還	印鑑登録されている方が亡くなられた場合、死亡届が受理され、住民票が死亡につき消除されると、その方の印鑑登録は廃止されます。 ※本人の死亡後に交付された印鑑登録証明書は無効になります。	○市役所1階 総合窓口課 内線 2613 直通 463-2605 ○内間木支所 直通 471-1632 ○朝霞台出張所 直通 467-1115 ○朝霞駅前出張所 直通 452-6000

— メモ欄 —

## 1 3 その他市役所以外での手続

※個人によって必要かどうかは異なりますので、あくまでも参考としてご覧ください。

確認	手続が必要と思われる内容	手続先	備考欄
<input type="checkbox"/>	生命保険	保険会社	
<input type="checkbox"/>	入院保険	保険会社	
<input type="checkbox"/>	簡易保険	郵便局	
<input type="checkbox"/>	火災保険の名義変更	損保会社	
<input type="checkbox"/>	自動車保険(自賠責・任意保険)	損保会社	
<input type="checkbox"/>	預貯金口座	金融機関	
<input type="checkbox"/>	株式等	証券会社等	
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	クレジットカード会社	
<input type="checkbox"/>	相続登記 ※死亡した方が所有権の登記名義人(所有者)となっている不動産(土地、建物)がある場合	さいたま地方法務局志木出張所	志木市本町1丁目4番25号 048(476)1230
<input type="checkbox"/>	公共料金などの名義変更等	NHK	
		電気会社	
		ガス会社	
		固定電話・携帯電話会社	
<input type="checkbox"/>			

— メモ欄 —